発では実際に作業を開始し

る判断がなされたケー ザーの責任を全面的に認め を原因とするとして、

ースも

る契約である。

システム開

がユーザーの協力義務違反

により、 ラブルの現状と課題を考え テム開発契約について、 こで、とくに法的な争いに サービスは、あらゆる事業 るという形態の取引が多様 争もまた後を絶たない。 なっている。しかし、その の展開に欠かせない要素と 役務(サー トやコンピューターの普及 いる。中でもインターネッ化し、その重要性が増して 一方でIT契約をめぐる紛 現代の社会においては、 社会におけるIT -ビス)を提供す -スの多いシス そ

開発契約

争われる場合が多い。 どが問題となり、 契約内容をめぐってシステ 確定事項が多く、 有無、開発の頓挫や遅れな 生じることも珍しくない。 セスの進行中に仕様変更が てみなければわからない不 いや損害賠償などを求めて ムの完成・未完成や欠陥の システム開発契約では、 開発プロ

ベンダー 的である。そのような性質 開発が進められるのが一般 提供するという共同作業で は必要な情報をベンダーに を確認したうえでシステム の仕様を決定し、 契約の進行中におい -がユーザー ユーザー -の要求

뮷

報酬支払 これらの契約類型について 多いが、この改正の影響は、 準委任契約とされる場合が 法(債権関係)の改正が、 責任内容や役割分担を明確 ある。予期せぬトラブルを 開発契約は請負契約ない 定されている)。 システム の改正法は2020年4月 年5月26日に成立した するルー にすることが望ましい 避けるためには、 ー日に施行されることが決 周知のように、 -ルを中心とした民 契約に関 お互いの

2

昨

も及ぶ。 に契約書や契約条項の見直 て今後、ベンダー側を中心 民法の改正を受け

ф

No. 02

ることが予想される。

しに向けた動きが本格化す

てみたい るユーザーと開発者である 発を目的とし、注文者であ は、ソフトウェアなどのコ ンピュー ベンダーとの間で締結され まずシステム開発契約と 수 수 -システムの開 慧子

ベンダー が問題となるが、これまで 発が頓挫した際、 に必要な説明を行い、 の責任があるかということ が必要となる。システム開 て一定の役割を果たすこと られたときは、これに応じ 修正や調整を行うという、 に開発プロジェクトの頓挫 プロジェクト・マネジメン ト義務を負うと解されてい 一方でユーザーもまた、 ベンダーはユー - に丸投げするので 必要な協力を求め どこにそ

ぜ 適宜 維持する努力が重要である ろう。契約の締結前から履 テム開発という仕事の専門 決まるものではない。 協力義務の内容は、 ことを改めて確認しておき けた「協働」関係を構築 互いに契約目的の達成に向 行段階を通して、 の判断がなされることにな などを考慮して、 性や経験・知識の非対称性 性の高さから、当事者の属 の文言等によって一義的に メント義務や、 詳細に合意しておくことに は限界があり、またベンダ -のプロジェクト・マネジ しかし、 あらゆる事情を 그 当事者が 事案ごと 契約書 ザ シス

程後期修了。 大学大学院社会科学研究科博士課ながいわ・けいこ 民法。広島 1989年生まれ

